

令和6年7月31日
物流・自動車局旅客課

タクシー事業の準特定地域における 輸送実績（速報値）の公表について

規制改革実施計画（令和6年6月21日閣議決定）に基づき、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第3条の2第1項により指定された準特定地域における、日車営業、日車実車キロ、事故件数、法令違反件数に関する令和5年度の実績（速報値）を公表します。

《参考》

○規制改革実施計画（令和6年6月21日閣議決定 抜粋）

国土交通省は、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成21年法律第64号）第3条の2第1項により指定された準特定地域について、新規参入事業者の準備期間を考慮し、指定基準となる指標（同法第3条第1項各号に掲げる事業用自動車一台当たりの収入の状況、法令の違反その他の不適正な運営の状況及び事業用自動車の運行による事故の発生の状況）に関する令和5年度の数値（速報値）を令和6年7月に公表する。

＜添付資料＞

- ・準特定地域における令和5年度速報値
- ・準特定地域の指定基準（参考）

【問い合わせ先】

物流・自動車局 旅客課 手嶋、武藤、有馬、高橋

電話：(03) 5253-8111（内線：41202、41244）

直通：(03) 5253-8569